

姫 監 公 表 第 5 号

令和 4年 3月 28日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	宮 本 吉 秀
同	川 島 淳 良

令和3年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 政策局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 2 市民局（前期）定期監査及び指定管理者監査結果報告書
- 3 健康福祉局（前期）定期監査結果報告書
- 4 教育委員会事務局（後期）定期監査結果報告書
- 5 市民局（後期）定期監査及び指定管理者監査結果報告書

令和3年度 教育委員会事務局（後期）定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

教育委員会事務局（後期）

教育総務部 総務課、学校施設課

教育企画室

学校

安室東小学校、安室小学校、高岡西小学校、曾左小学校、青山小学校、東小学校、城東小学校、糸引小学校、琴陵中学校、山陽中学校、灘中学校、飾磨西中学校、広畑中学校、大津中学校、豊富小中学校、飾磨高等学校、書写養護学校

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和3年10月25日から令和4年1月19日まで

2 監査の結果

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

3 意見

学校徴収金は教育活動において必要となる経費のうち保護者等が負担する教材

費等の経費であり、その管理と取扱いは学校長に信託されているもので、公費に準じて適正な会計処理が求められる。各学校では、学校徴収金取扱マニュアルや兵庫県教育委員会策定の学校徴収金事務取扱要綱にのっとり会計処理を行うことになっているが、マニュアル等と異なる取扱いや事務誤りが散見されるのが現状である。

適正な会計処理の実施のためにマニュアル等の見直しやチェック機能の充実化を図るなど、各学校における内部統制が有効に機能するよう努められたい。

また、学校徴収金に関する事務が教職員の負担となっていることも事実であることから、他都市の事例やICT技術を活用しながら学校徴収金のシステム化についても調査研究されたい。